

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託仕様書

1 総則

(1) この仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）が所有するベル式412EP型回転翼航空機（以下「防災救急ヘリコプター」という。）1機の運航管理業務（以下「業務」という。）を受託者（以下「乙」という。）に委託するに当たって必要な事項を定める。

(2) 乙は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令に定めるもののほか、この仕様書の規定及び甲の指示に基づき、誠意をもって防災救急ヘリコプターの適切な運航に努めるものとする。

また、防災救急ヘリコプターの運航に当たっては、乙の職員は法第73条から第75条及びその他関係法令等の規定に定める場合を除き、甲の職員の指示により業務を実施するものとする。

(3) 防災救急ヘリコプターの運航用途は次のとおりとする。

ア 救急活動

- (ア) 事故又は急病等による傷病者の搬送
- (イ) 高次医療機関への傷病者の転院搬送
- (ウ) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- (エ) 移植のための臓器等の搬送

イ 救助活動

- (ア) 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
- (イ) 中高層建築物火災・大規模火災等における救助
- (ウ) 山崩れ・浸水等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救助

ウ 情報収集活動

- (ア) 被害状況等の調査及び情報収集活動

エ 災害応急活動

- (ア) 被災地等への支援要員、医師等の搬送及び緊急物資、医薬品等の輸送
- (イ) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

オ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
- (イ) 被害状況調査及び情報収集活動
- (ウ) 要員の搬送及び資機材の輸送

カ 広域航空消防防災応援活動

- (ア) 緊急消防援助隊航空小隊としての情報収集・救助・救急・輸送・消火活動等
- (イ) 大規模特殊災害時における広域航空応援活動
- (ウ) 6県防災消防ヘリコプター相互応援協定における応援活動

キ 災害予防活動

- (ア) 消防との合同訓練及び自治体の防災訓練等の参加
- (イ) 災害危険箇所等調査
- (ウ) 住民への防災広報
- (エ) 防災救急ヘリコプターに搭乗する甲の職員（以下「防災救急航空隊員」という。）及び乙の運航要員に対する訓練等

ク 公的業務等への活用

- (ア) 広報、啓発活動
- (イ) 空中撮影
- (ウ) 各種調査
- (エ) 人員搬送・物資輸送

(オ) その他甲が必要と認める業務

2 委託業務の実施場所

委託業務の実施場所は、次のとおりとする。ただし、運航及び防災救急ヘリコプターに搭乗して行う整備点検、年次点検（耐空証明検査、特別点検）並びに県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においてはこの限りでない。

- (1) 名称 宮崎県防災救急航空センター（以下「航空センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎市大字赤江無番地 宮崎空港内

3 委託期間

委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 運航時間等

- (1) 防災救急ヘリコプターの年間延べ飛行時間は、概ね300時間とし、予備飛行時間は50時間とする。
- (2) 防災救急ヘリコプターの運航時間は、年間を通じ8時30分から17時15分までとする。ただし、災害時等緊急運航を要するために甲が別途指示する場合はこの限りでない。
- (3) 防災救急ヘリコプターを運航する際は、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月消防庁長官告示）」に基づき2人操縦士体制とする。その他、運航の際は、確認整備士も搭乗する。

5 運航要員

- (1) 乙は、甲が防災救急ヘリコプターを1(3)の用途に利用するため、次に掲げる職員（以下「運航要員」という。）を、委託業務に従事させることのできる体制を常時整えておくものとする。

居住地等については、災害時等緊急運航に対応するため、30分以内に出勤可能となる場所に居住させるものとする。

- | | |
|---------|--------------|
| ア 操縦士 | 副操縦士を含め3人以上 |
| イ 確認整備士 | 整備補助員を含め3人以上 |
| ウ 整備補助員 | |
| エ 運航管理員 | 1人以上 |
| オ 運航補助員 | 1人以上 |

- (2) 運航要員の選任に際しては、乙は各運航要員の業務経歴等を勘案し、1(3)に規定する防災救急ヘリコプターの用途及び7に規定する委託業務を安全に遂行するために必要な技量を要する者を選任することとし、選任した者の氏名、資格及び業務経歴等をあらかじめ甲に通知するものとする。

- (3) 運航要員は、心身ともに健康で、業務を遂行するために必要な資質を備え、優れた人格を有しており、次に掲げる必要な要件を満たす者とする。

- ア 操縦士
(ア) 機長

6 7歳以下の正社員で次に掲げる資格等を有する者

- ①法に定める事業用操縦士（回転翼）（陸上多発タービン機）の操縦技能証明
- ②法に定める第一種航空身体検査証明書
- ③航空無線通信士
- ④法に定めるベル式412EP型操縦の型式資格を有する者。なお、12(2)に掲げるとおり機体の更新を予定しており、これに対応できること。
- ⑤回転翼航空機の総飛行時間が2,000時間以上で、1,000時間以上の機長時間（うち500時間は回転翼航空機の機長時間）を有しかつ、

ベル式412EP型の飛行時間が200時間以上の者

⑥ 本県防災救急ヘリコプターの運航と類似した環境での飛行経験を有すること

(イ) 副操縦士

70歳未満の正社員で次に掲げる資格等を有する者

- ① 法に定める事業用操縦士（回転翼）（陸上多発タービン機）の操縦技能証明
- ② 法に定める第一種航空身体検査証明書
- ③ 航空無線通信士
- ④ 法で定めるベル式412EP型操縦の型式資格を有する者。なお、12（2）に掲げるとおり機体の更新を予定しており、これに対応できること。
- ⑤ 68歳以上70歳未満の者については、ベル式412EP型の飛行時間を200時間以上、かつ回転翼航空機の機長時間を2,000時間以上保有し、過去3年のうち2年以上の消防防災ヘリコプターの乗務経験を有する者

イ 確認整備士

65歳未満の正社員で次に掲げる資格を有する者

- ① 法で定める回転翼航空機（一等航空整備士）の整備技能証明
- ② 法で定めるベル式412EP型の整備資格

ウ 整備補助員

法で定める回転翼航空機の整備技能証明を有し、確認整備士の補助的業務が可能な者

エ 運航管理員

航空機、航空保安施設、航空無線施設及び航空気象に関する知識、技能を有する者

オ 運航補助員

運航管理員及び航空センターの業務が補助できる者

(4) 運航要員の勤務日は通年とし、勤務時間は防災救急ヘリコプターの運航時間を原則とする。ただし、災害時等緊急運航を要するために、甲が別途指示する場合はこの限りでない。

(5) 防災救急ヘリコプターを運航するために、前項に基づいて委託業務の実施場所に常時出勤を要する運航要員（以下「常勤要員」という。）は、次のとおりとする。運航要員の併任はできないものとする。ただし、災害時等緊急運航を要するために、甲が別途指示する場合はこの限りでない。

- ア 操縦士 1人以上 副操縦士を含め2人以上
- イ 確認整備士 1人以上 整備補助員を含め2人以上
- ウ 整備補助員
- エ 運航管理員 1人以上 ただし、操縦士・確認整備士・整備補助員が常勤要員を確保できる場合は、これらの者に代えることができる。
- オ 運航補助員 1人以上 ただし勤務日は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年7月8日条例第22号）第2条に規定する休日を除くものとする。

(6) 運航要員のうち、2人以上は乙種危険物取扱者免状（第4類）を有する者とし、1人以上が常時出勤するものとする。

(7) 甲は、運航要員を不相当と認めたときは、乙に対してその変更を求めることができるものとする。また、乙が運航要員を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(8) 乙は、甲が別途指示する日までに毎月の出勤する運航要員を甲に通知するものとする。また、やむを得ない理由によりこれを変更しようとするときも速やかに甲に通知するものとする。

- なお、機体の整備点検等のために長期運航不能の場合にあつては、乙は甲と協議の上、上記(5)に定める常勤要員について、変更することができる。
- (9) 乙は、運航要員のみでは必要な要員が不足する場合に備えて、代替要員を選任するものとする。代替要員は、上記(3)に規定する要件に準じる者とし、あらかじめ甲に通知するものとする。
- (10) 甲の格納庫において行う整備に必要な工具、防災救急ヘリコプターの部品、専用機械類は甲が購入し、乙が保守点検・管理維持業務を行う。
- 日常点検、定時点検、年次点検、耐空検査に必要な定期交換部品、検査手数料及び整備に伴う軽易な消耗品類については、乙が購入する。また、甲が保有しない防災救急ヘリコプターに係る部品等で、緊急に必要なものを乙が保有する場合、乙はこの契約とは別途に、適切な代価によりその部品等を甲に提供するものとする。

6 連絡責任者

乙は、運航要員のうち連絡責任者1名及びその補助者1名を選任し、甲に通知しなければならない。連絡責任者及びその補助者は、甲の指示を誠実に履行するよう乙の職員の連絡調整に努めなければならない。

7 委託業務の内容

乙は、甲の指示により次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 防災救急ヘリコプターの操縦業務
- (2) 整備点検業務

ア 回転翼航空機及び装備品等の製造者の定めたメンテナンス・マニュアル及びサービスマニュアル等に従うほか、航空局の発行する各種サーキュラー等に従うとともに整備会社の整備規程に準拠して、オーバーホール（機体・エンジン）等を除き、日常点検、定時点検、年次点検、耐空検査（1年点検時の交換部品、検査手数料を含む。）、無線機器検査及び装備資機材に係る検査等防災救急ヘリコプターに関するすべての点検整備を行うものとする。また、乙は当該点検整備に要する時間を最短にするよう努めるものとする。

イ 乙は、防災救急ヘリコプターに搭乗して行う整備など特別な場合を除き、防災救急航空センターにおいて業務を実施し、防災救急ヘリコプターが速やかに出動できる体制を確保するものとする。

ウ 乙は、防災救急ヘリコプターに装備する活動用資機材等の保守管理及び装脱着を行うものとする。また、地上支援資機材、部品、工具並びに整備点検用設備等の保守管理及び環境整備等を行うものとする。

エ 乙は、防災救急ヘリコプターの出動のための給油その他の地上支援を行うものとする。

- (3) 安全管理業務

乙は、防災救急ヘリコプターが円滑に活動できるよう、運航の安全管理、法で定める飛行計画の通報、法に基づく各種申請、航空日誌及び整備の記録等の整理保管、航空気象及び法に基づく航空情報、ノータム、航空情報サーキュラーの収集及び分析など、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を行うものとする。ただし、航空気象情報については、甲が別途気象情報提供者と契約するものとする。

- (4) 技術管理業務

ア 乙は、防災救急ヘリコプターの耐空性維持のため、航空局、回転翼航空機及び装備品等の製造者の技術資料に係る管理を行うとともに、操縦士及び整備士の技量保持及び技量向上を図るための必要な教育訓練を行うものとする。

イ 乙は、防災救急ヘリコプターの運航目的を踏まえ、飛行中における航空隊員との連携を図り安全を確保するために、所要の教育訓練を行うものとする。

- (5) 防災救急航空センターの整備等に関する支援業務

乙は、防災救急航空センターの整備、整備用資機材及び部品類の購入に関して、甲

に対し、必要な情報提供及び調達並びに収納保守管理を行うものとする。

(6) 緊急運航、教育訓練等に関する支援業務

乙は、甲が自隊訓練等で出動中に緊急運航の連絡が入った場合における航空隊への連絡や、甲が行う甲の職員、宮崎県内の市町村の職員及び消防本部の職員等に対する航空法等の教育訓練等について、必要な支援を行うものとする。

(7) 場外離着陸場等の調査及び航空局への許可申請等業務

乙は、宮崎県内の場外離着陸場を調査し、法に基づく場外離着陸許可の申請及び緊急離着陸場の台帳整備等を行うものとする。

また、乙は防災救急ヘリコプターを使用した訓練等を行う場合、法に基づく最低安全高度以下の高度での飛行許可申請、物件投下届出等を行うものとする。

8 緊急運航に伴う非常招集

乙は、災害時等緊急運航が必要な場合に備え、直ちに運航が可能となる連絡体制及び運航体制を確保しておくものとする。

9 福利厚生

運航要員等の福利厚生、災害補償等勤務に係わる身分的保障については、すべて乙の責任とする。

10 航空保険

甲は、次に掲げる航空保険に加入する。ただし、乙の責任により、第三者に損害を生じさせた場合であって、甲が加入した航空保険の対象とならない場合については、乙は誠実に当該損害を賠償しなければならない。

(1) 機体保険（購入額918,120千円）

- ・ 乙に対する求償権不行使を特約する。

(2) 第三者・乗客包括賠償責任保険（填補限度額100億円）

- ・ 乙が甲に対し負うべき損害賠償責任を填補する追加被保険者特約を付する。
- ・ 吊り下げ危険担保特約を付する。

(3) 搭乗者傷害保険（15席に付保、死亡保険5,000万円、医療日額20,000円）

- ・ 吊り下げ危険担保特約を付する。

11 委託契約金額に含まない経費

次の経費については、委託契約金額とは別に甲が負担するものとする。

(1) オーバーホール（機体・エンジン）に係る整備点検費用

(2) 機体5年点検に係る整備点検費用

(3) 国土交通省航空局やメーカーからの指示（耐空性改善通報、サービスブリティン等）に基づく緊急点検費用

(4) 不具合に伴う修理費、部品費

(5) 燃料費、油脂費

(6) その他特別に甲の指示により実施した業務に関する費用

12 特記事項

(1) 耐空証明の有効期限は、令和6年8月28日までである。

(2) 令和7年9月に新機体（SUBARU BELLA 412EPX）の納入を予定しており、令和7年10月から飛行訓練等を行った後、新機体での運航に移行することとしている。これにより、必要があると認めるときは甲と乙は協議の上、本委託業務の内容等について変更できるものとする。

13 その他の事項

(1) 乙は、7に規定する業務を実施するのに必要な車両、OA機器類（ソフトを含む。）、固定電話、携帯電話等を用意すること。

- (2) 7に規定する業務を実施する際には、上記5 (1)に規定する乙の運航要員は甲の航空消防活動を行うに際し適した活動服等を着用し業務を行うものとする。
- (3) 乙は、甲が別途定める「宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱」他関係要領及び基準等を熟知し、業務の実施に当たってはこれを遵守すること。
- (4) 乙は、甲との連携を密にするため、甲の運航管理責任者との連絡業務を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項のうち、委託業務実施上特に必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。